

建設業許可申請・届出の手引き

◎ 許可申請等の受付及び問合せ

1 受付日・受付時間

月曜日～金曜日（祝日・年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日を除く。）
午前 9 時～午前 11 時、午後 1 時～午後 4 時 15 分

2 場所・電話

埼玉県県土整備部建設管理課建設業担当（県庁第二庁舎 3 階）
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1
TEL 048-830-5176,5177

◎ 経営事項審査についての問合せ

建設管理課審査・指導監督担当 TEL 048-830-5183

◎ 建設業法違反行為についての問合せ

建設管理課審査・指導監督担当 TEL 048-830-5171

◎ 許可の通知について

許可通知書は、営業所の存在を確認するため、申請書に記入された主たる営業所の所在地に郵送します。窓口交付は行いません。

転送不要扱いになっており、許可通知書が返戻された場合は営業所調査等を行い、実態がない場合には求められた許可を拒否することがあります。

◎ 更新の申請について

更新の申請は、当該許可の有効期間が満了する日の 30 日前までにしなければなりません。更新の申請を怠った場合、満了日経過後は許可の効力を失います。

更新時に合わせて業種追加や般・特新規の申請をする場合も、満了日の 30 日前までに申請しなければなりません。業種追加等の申請について補正を要した場合は、更新の申請と許可日が異なることがあります。

更新の申請は、満了日の 2 か月前から受け付けています。

令和 7 年度（第 1 版（令和 7 年 4 月施行））

埼玉県県土整備部建設管理課